

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会財務規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条第1項の規定に基づき、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

- 第2条 協議会の歳入歳出予算は、1市2町からの負担金のほか補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

- 第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

- 第4条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときには、その旨を1市2町に申し出るものとする。
- 2 1市2町が協議により協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、会長は、補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

(出納及び現金の保管)

- 第5条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

- 第6条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。
- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

- 第7条 会長は、毎会計年度終了後協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を受けなければならない。

(報酬)

- 第8条 規約第7条第1項第2号及び第3号の委員が協議会に出席した場合、報酬として

日額8,800円を支給する。

- 2 規約第17条の規定により委嘱された監査委員が、監査事務を行った場合、報酬として日額8,800円を支給する。
- 3 前2項に規定する報酬の受領の確認方法については、受領者の押印又は自署によるものとする。

(旅費)

第9条 規約第7条の委員に支給すべき旅費については、事務局の所在する自治体の旅費に関する規定を準用し、旅費等級1等級の者の例により、協議会が支給する。ただし、関係市町内における旅費については別表のとおりとする。また、会長が必要がないと認める者については、これを支給しない。

- 2 前項の規定は、規約第17条の規定により委嘱された監査委員について準用する。
- 3 前2項に規定する旅費の受領の確認方法については、受領者の押印又は自署によるものとする。

(準用規定)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務については、協議会事務所の所在する自治体の財務規則の例によるものとする。

附則

この規程は、佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会設置の日（平成20年7月4日）から施行する。

別表 旅費の額

行先 区分	江迎町	鹿町町	佐世保市
江迎町在住の委員	600円	660円	1,800円
鹿町町在住の委員	660円	600円	2,200円
佐世保市在住の委員	1,800円	2,200円	600円